市民と議員がいっしょに守る! 寄附などの禁止ルール

議員の選挙区内での寄附などは、公職選挙法で厳しく禁止されています。 寄附禁止のルールをみんなで守りましょう。



受け取らない!

◇議員は有権者に寄附を「贈らない」

選挙区内にある者に対して寄附を することは禁止されています。

議員本人が自ら出席する結婚式での 祝儀や葬式での香典を除き、お中元や お歳暮を贈ることは禁止されています。

◇有権者は議員に寄附を「求めない」

議員に対し、寄附をするように勧誘 や要求をすることは禁止されています。 お祭りへの寄附や差し入れ、また、 地域の運動会・スポーツ大会への飲食 物の差し入れも禁止されています。

◇議員から有権者「受け取らない」 ◇への寄附は

議員からのお見舞いや差し入れは 禁止されています。

病気見舞いや、町内会の集会や旅行 などの催し物への寸志や飲食物の差し 入れも禁止されています。



地域の催し物への

飲食物の差入

"平成29年度 政務活動費の収支報告"をお知らせします

お祭りへの 寄附や差入

政務活動費は、地方自治法の規定に基づき、政策に関する調査研究、研修、広報等の活動のために市議会の 会派へ交付される費用のことです。館林市議会では、議員1人当たり年額 15 万円(月額 12,500 円×12 か月) を当該年度分一括して各会派に交付しています。

なお、各会派より提出されました「収支報告書及び会計帳簿」は、市議会ホームページで公開しています。

平成29年度(平成29年4月~平成30年3月)交付分を掲載

会派名	所属議員数	交付金額	支出額	残額(返還額)	執行率
緑水クラブ	7人*	1,100,000 円*	726,758円	373,242円	66.07 %
自由クラブ	2人	300,000円	210,072円	89,928円	70.02 %
公 明 党	2人	300,000円	299,338円	662円	99.78 %
日本共産党館林市議団	2人	300,000円	299,977 円	23円	99.99 %
フォーラム館林	2人	300,000円	286,892円	13,108円	95.63 %
彩生クラブ	2人	300,000円	299,517円	483円	99.84 %
計	17人	2,600,000円	2,122,554円	477,446 円	81.64 %

※緑水クラブにおいて、1名の議員が平成29年4月3日に所属したことに伴い、1名分は11か月分の交付額となっております。 また、所属していた3名の議員が、群馬県議会議員補欠選挙に伴い、1名が4月27日に議員辞職をしたため、1か月分の交付 額となっており、残り2名の議員は5月5日に自動失職となったため、2か月分の交付額となっております。